

## 令和 4 年度 新潟市防災会議次第

日 時 令和 5 年 3 月 16 日(木)  
午後 3 時 30 分から  
場 所 新潟市役所本館 6 階講堂

### 1 開 会

### 2 挨 拶

新潟市防災会議 会長（新潟市長 中原 八一）

### 3 議 題

- (1) 令和 4 年度新潟市地域防災計画修正について
- (2) 新潟市防災会議水防部会設置要綱の一部改正について

### 4 報 告

- (1) 令和 4 年度新潟市の防災対策の取組みについて
- (2) 関係機関の防災対策の取組み紹介 〈新潟地方気象台〉

### 5 その他

委員改選について

#### 配布資料一覧

- ・ 新潟市防災会議 席次表
- ・ 新潟市防災会議委員一覧
- ・ 資料 1 令和 4 年度 新潟市地域防災計画修正
- ・ 資料 2 新潟市防災会議水防部会設置要綱の一部改正について
- ・ 資料 3 令和 4 年度 新潟市の防災対策の取組みについて
- ・ 資料 4 令和 4 年度 新潟市防災会議における説明資料
- ・ 詳細資料 1 新潟市地域防災計画 修正意見新旧対照表（別添 1～12 含む）
- ・ 詳細資料 2 新潟市国土強靱化地域計画の進捗状況
- ・ 新潟市防災会議委員の推薦について（依頼）

※自治協議会委員を除く第 7 号、第 8 号委員のみ配布

# 令和4年度 新潟市地域防災計画修正(案)

## 主な修正内容

- ① 地震被害想定の見直し
- ② 新たな浸水想定に基づく一部避難所の再評価

# ①地震被害想定の見直し

## 経緯

令和4年3月 新潟県が新たな知見を踏まえ、最新データを用いた地震被害想定調査の結果を公表

本市では、平成26年度実施の防災基礎調査から独自の被害想定を算出していたが、県がより精度が高い方法で被害想定を算出していることなどから、**県が公表した調査結果のうち本市に係る部分を本市の新たな地震被害想定と位置付けることとした。**これに基づき、市民啓発や各種防災対策等に取り組む。

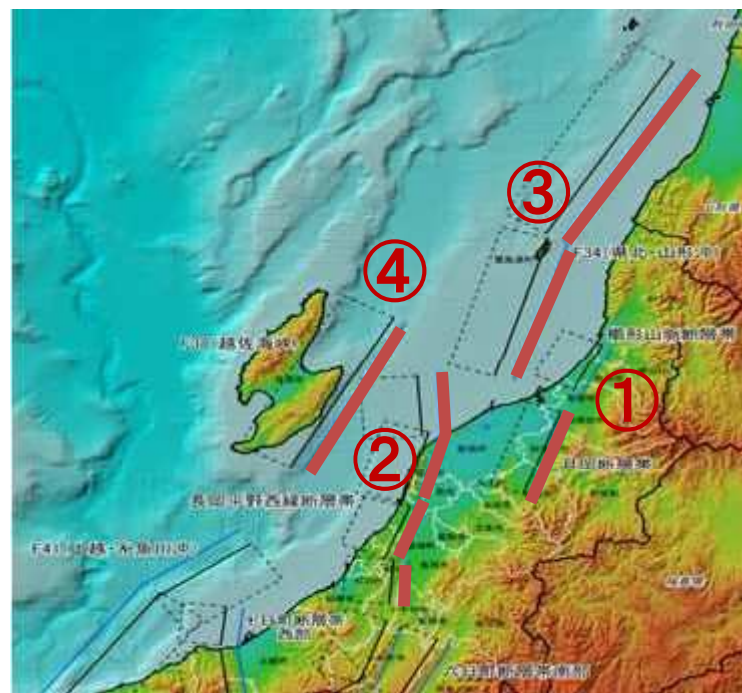
出典：新潟県地震被害想定調査結果報告書（R4.3 新潟県）

## 想定地震

- ①月岡断層帯
- ②長岡平野西縁断層帯 ※津波発生予想
- ③F34(県北・山形沖) ②③④有
- ④F38(越佐海峡)

## 被害予測

建物：最も被害が大きい場合、**128,000棟**以上全半壊・焼失  
人的：最も多い場合、**22,000人**以上の死傷者数  
避難者数：最も多い場合、避難所避難者数**約177,000人**  
避難所外避難者数**約98,000人**  
※いずれも最大となるのは想定地震②の場合



## 修正箇所

・本編 総則 第6節 「被害想定」を修正

## ②新たな浸水想定に基づく避難所の再評価

### 新たな想定公表

令和4年3月 「通船川・栗ノ木川下流」、「栗ノ木川上流・鳥屋野潟・鳥屋野潟放水路」、  
「鷺ノ木大通・西大通川」、「矢川」 浸水想定最大規模に基づく浸水想定公表

### ハザードマップの更新

旧(70~150年に1度の大雨)  
→新(1,000年に1度の大雨)



### 避難所評価の見直し

旧



新



避難所	旧	新
山潟小学校	全階可(浸水なし)	2階以上(1階部浸水)
山潟会館	全階可(浸水なし)	2階以上(1階部浸水)

### 修正箇所

・資料編 表2-1-17-2 「避難場所等の河川別避難可否」を修正

# 新潟市防災会議水防部会設置要綱の一部改正について（案）

## 水防部会の概要

- 水防計画等水防に関する調査審議を行うため、専門部会として「水防部会」を設置
- 議事については水防部会で議決し、その議決をもって、防災会議の決定としている。

## 要綱の改正理由

- 「防災会議条例」と「水防部会要綱」の両方に、「水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること」を規定
- 水防計画等水防に関する事項については、「水防部会での議決をもって、防災会議の決定とする」ことを明確にするため、要綱を改正

## 主な要綱改正箇所

新	旧
<p>第1条 新潟市防災会議条例（昭和37年新潟市条例第31号。<u>以下「条例」という。</u>）第7条第1項の規定に基づき、<u>水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議するため</u>、新潟市防災会議水防部会（以下「水防部会」という。）を置く。</p> <p><u>（議決等）</u></p> <p><u>第4条 条例第3条第5号の規定にかかわらず、同号に規定する事項に係る調査審議及び議決については、水防部会でこれを行うことができる。</u></p> <p><u>第5条</u> 水防部会の庶務は、<u>危機対策課</u>において処理する。</p> <p><u>第6条</u> （略）</p>	<p>第1条 新潟市防災会議条例（昭和37年新潟市条例第31号）第7条第1項の規定に基づき、<u>水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議するため</u>、新潟市防災会議水防部会（以下「水防部会」という。）を置く。</p> <p>（追加）</p> <p>第4条 水防部会の庶務は、<u>危機管理防災課</u>において処理する。</p> <p>第5条 （略）</p>

# 1 新潟市防災会議条例

昭和37年12月22日  
条例第31号

注 平成4年3月から改正経過を注記した。

(趣 旨)

**第 1 条** この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第16条第6項の規定に基づき、本市に設置する防災会議の組織及び所掌事務に関し必要な事項を定めるものとする。

(平12条例15・一部改正)

(名 称)

**第 2 条** 防災会議の名称は、新潟市防災会議とする。

(所 掌 事 務)

**第 3 条** 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 新潟市地域防災計画（法第42条第1項の規定により本市の地域につき作成すべき地域防災計画をいう。）を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて本市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 本市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に係る災害復旧に関し、本市及び関係各機関相互間の連絡調整を図ること。

(5) 水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。

- (6) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務  
(平18条例59・平25条例26・一部改正)

(会長及び委員)

**第 4 条** 防災会議は、会長及び70人以内の委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代行する。

5 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 指定地方行政機関（法第2条第4号に規定するものをいう。以下同じ。）その他の国の地方行政機関の長又はその職員
- (2) 新潟県の知事の部内の職員
- (3) 新潟県警察の警察官
- (4) 本市の教育委員会の教育長
- (5) 本市の消防局長及び消防団長
- (6) 前2号以外の本市の職員
- (7) 本市の地域において業務を行う指定公共機関（法第2条第5号に規定するものをいう。以下同じ。）又は指定地方公共機関（同条第6号に規定するものをいう。以下同じ。）の長若しくはその職員で市長が定める職にある者
- (8) 前各号に掲げる者のほか、防災に関する知識又は経験を有する者

6 前項第7号又は第8号の規定により委嘱され、又は任命された委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の当該委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 前項に規定する委員は、再任用されることができる。

(平4条例34・平10条例46・平25条例26・一部改正)

(専 門 委 員)

**第 5 条** 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係指定地方行政機関その他の国の地方行政機関の職員、新潟県の職員、本市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。



- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。  
(平25条例26・一部改正)  
(幹 事)

**第 6 条** 防災会議に幹事を置く。

- 2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。  
3 幹事は、防災会議の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。  
4 第4条第6項の規定は、幹事について準用する。  
(平4条例34・平25条例26・一部改正)  
(部 会)

**第 7 条** 防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。  
3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれにあたる。  
4 部会長は、部会の事務を掌理する。  
5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代行する。  
(委 任)

**第 8 条** この条例に定めるもののほか、防災会議の組織及び所掌事務に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附 則

この条例は、昭和38年1月5日から施行する。

附 則 (昭和43年条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和47年条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和47年条例第40号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和50年条例第64号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和52年条例第3号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和52年2月1日から施行する。

附 則 (昭和59年条例第22号)

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則 (昭和61年条例第40号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和63年条例第34号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成4年条例第34号)

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年条例第46号)

この条例は、平成11年1月1日から施行する。

附 則 (平成12年条例第15号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

(新潟市水防協議会条例の廃止)

- 2 新潟市水防協議会条例(昭和56年新潟市条例第3号)は、廃止する。

附 則 (平成25年条例第26号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

## （設 置）

第1条 新潟市防災会議条例（昭和37年新潟市条例第31号）第7条第1項の規定に基づき、水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議するため、新潟市防災会議水防部会（以下「水防部会」という。）を置く。

## （部会長及びその代理者）

第2条 部会長は、会務を総理し、水防部会を代表する。

2 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名する委員が、その職務を代行する。

## （会 議）

第3条 水防部会は、部会長が招集し、会議の議長は部会長があたる。

## （庶 務）

第4条 水防部会の庶務は、危機管理防災課において処理する。

## （その他）

第5条 この要綱に定めるもののほか、水防部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

## 附則

この要綱は平成19年3月20日から施行する。



# 新潟市防災会議水防部会設置要綱

改正後

(設置)

第1条 新潟市防災会議条例（昭和37年新潟市条例第31号。以下「条例」という。）第7条第1項の規定に基づき、新潟市防災会議水防部会（以下「水防部会」という。）を置く。

(部会長及びその代理者)

第2条 部会長は、会務を総理し、水防部会を代表する。

2 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名する委員が、その職務を代行する。

(会議)

第3条 水防部会は、部会長が招集し、会議の議長は部会長があたる。

(議決等)

第4条 条例第3条第5号の規定にかかわらず、同号に規定する事項に係る調査審議及び議決については、水防部会でこれを行うことができる。

(庶務)

第5条 水防部会の庶務は、危機対策課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、水防部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この要綱は平成19年3月20日から施行する。

附 則

この要綱は令和5年3月16日から施行する。

# 令和4年度 新潟市の防災対策の取組みについて

## 取組内容

- ① 県による津波災害警戒区域の指定
- ② 国土強靱化地域計画の進捗状況

# ①県による津波災害警戒区域の指定

## 津波災害警戒区域とは

津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項(津波災害警戒区域)

都道府県知事は、基本指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、津波が発生した場合には住民その他の者(以下「住民等」という。)の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を、津波災害警戒区域(以下「警戒区域」という。)として指定することができる。

## 本市の指定状況

・県の基本的な考え方は、「津波浸水が想定される区域を全て津波災害警戒区域に指定」。県は、令和2年1月に「津波浸水想定区域」全域を「津波災害警戒区域」として、本市を除くすべての対象市町村で指定。

・本市は、内陸部の標高が低い土地が広範に広がっており、水が時間をかけて広がっていくため、津波浸水想定区域の約半分の地域では、水の到達に半日から最大7日の時間がかかる。

・本市のような地形的特徴を持つ範囲を、警戒区域に指定した事例は全国的にもないことなどから、令和2年1月の指定は見送られ、引き続き、県と協議してきた。

県との協議の結果、120分未満で浸水が開始する「**海沿い・川沿い地域**」(次頁図面の赤色の範囲)及び「**河川遡上地域**」(次頁図面の黄色の範囲)を指定することで調整が図られたため、県の準備作業が整い次第、指定される運びとなったもの。

## 指定に伴う義務等

対象	義務とされる内容
市町村	地域防災計画に津波警戒避難体制に係る事項等を記載
	津波ハザードマップの作成・周知
	津波発生時の避難施設の指定
社会福祉施設・学校・医療施設等	津波避難に係る計画の作成等
	津波避難訓練の実施等
不動産に係る事業者	宅地建物取引業法による重要事項説明として、取引対象となる物件が津波災害警戒区域内にある旨を説明(津波リスクはハザードマップを通じて既に周知済)

## 地域への説明

令和4年3月から5月にかけて、関係5区(北・東・中央・西・西蒲)の地域コミュニティ協議会会長会議等で説明済み。

# ①県による津波災害警戒区域の指定

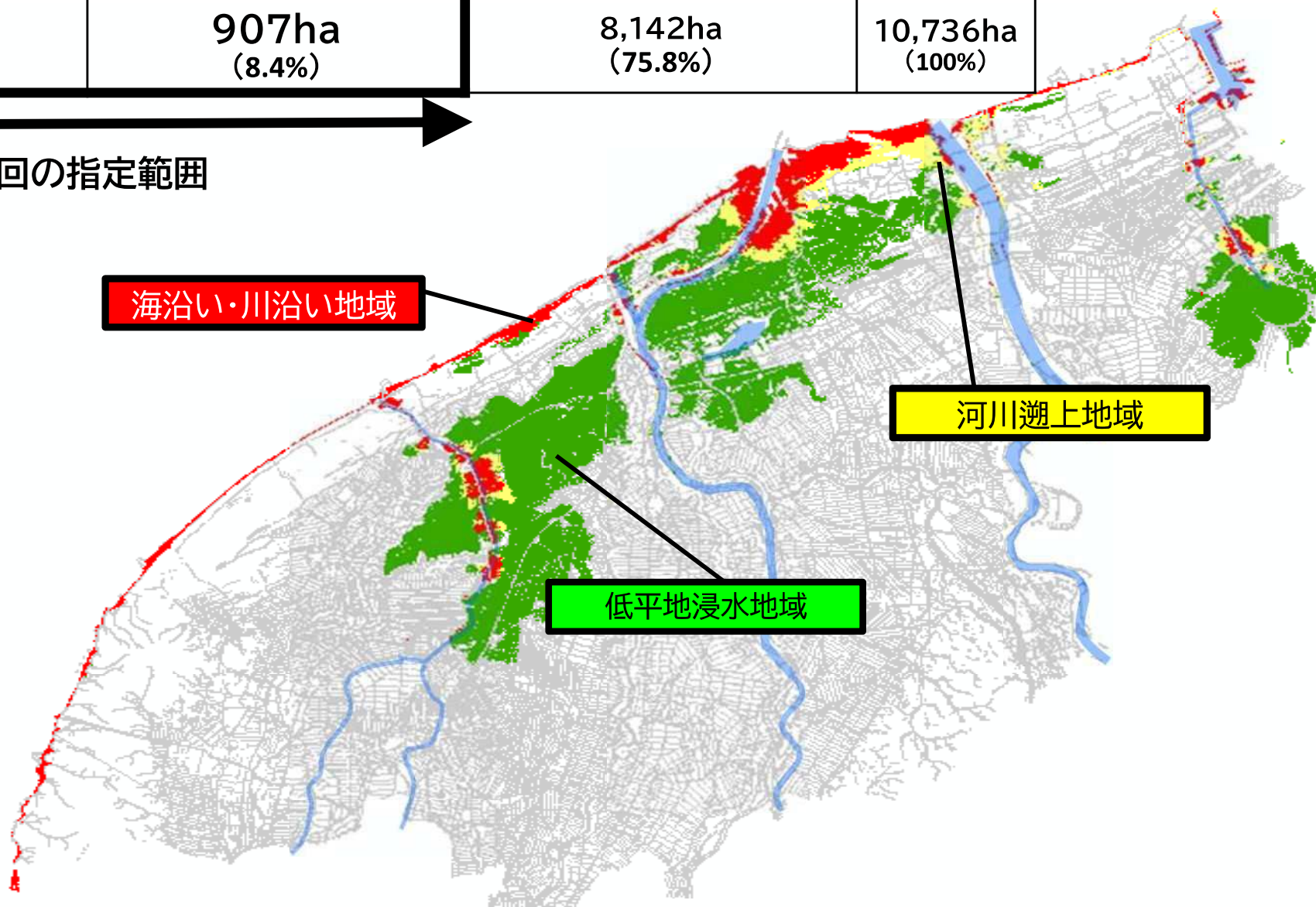
本市の津波浸水想定区域

<新潟市全体>

※集計時の端数処理のため合計値は一致しない。

海沿い・川沿い地域 発災～30分未満で浸水開始	河川遡上地域 30～120分未満で浸水開始	低平地浸水地域 120分～約7日後で浸水開始	合計
1,688ha (15.7%)	907ha (8.4%)	8,142ha (75.8%)	10,736ha (100%)

今回の指定範囲



## ②国土強靱化地域計画の進捗状況

○進捗状況について

**推進施策である60項目のうち51項目で予定どおり進捗**（詳細資料2参照）

○本市の主な取り組み項目

※数値化が不可能な「評価不能」項目は除く

道路ネットワークの整備  
【足元の安心安全の確保 No.11-2】  
【救援・代替機能の強化  
広域交通インフラの整備・強化 道路No.6】

新潟中央環状道路の整備  
→目標に向け順調に進捗  
一般国道8号から一般国道116号間  
(約9.0km)が開通(R5.3.25)



水道施設の耐震化等  
【足元の安心安全の確保 No.14-1】

基幹管路耐震適合率  
→目標に向け順調に進捗  
耐震管入れ替え  
基幹管路約3.1km進捗  
配水支管約11.1km進捗



水道管工事の様子

下水道施設の耐震化等  
【足元の安心安全の確保 No.15-1】

重要な管路の耐震化率  
→目標に向け順調に進捗  
耐震化が0.7km進捗



耐震化工事をした管路



# 令和4年度 新潟市防災会議における説明資料

令和5年3月16日  
新潟地方気象台



○「地震動特別警報の発表基準の改定(長周期地震動階級の追加)」について

- ・長周期地震動とは
- ・長周期地震動に関する情報について

○「JPCZ」について

- ・JPCZとは
- ・JPCZと大雪

## 長周期地震動とは

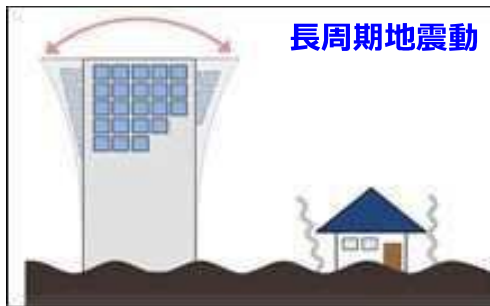
地震が起きると様々な周期を持つ揺れ（地震動）が発生します。大きな地震が発生すると周期（揺れが1往復するのにかかる時間）の長いゆっくりとした大きな揺れ（地震動）が生じます。

このような地震動のことを長周期地震動といいます。

建物には固有の揺れやすい周期（固有周期）があります。地震波の周期と建物の固有周期が一致すると共振して、建物が大きく揺れます。

高層ビルの固有周期は低い建物の周期に比べると長いため、長周期の波と「共振」しやすく、共振すると高層ビルは長時間にわたり大きく揺れ、高層階の方がより大きく揺れる傾向があります。

### 揺れの違い



### 長周期地震動階級

<p><b>階級1</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>●室内にいたほとんどの人が揺れを感じる。驚く人もいる。</li><li>●ブラインドなど吊り下げものが大きく揺れる。</li></ul>	<p><b>階級2</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>●室内で大きな揺れを感じ、物につかまらなさと感じる。物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。</li><li>●キャスター付きの家具類等がわずかに動く。棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。</li></ul>
<p><b>階級3</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>●立っていることが困難になる。</li><li>●キャスター付きの家具類等が大きく動く。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。</li></ul>	<p><b>階級4</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>●立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほろろうされる。</li><li>●キャスター付きの家具類等が大きく動き、転倒するものがある。固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。</li></ul>

## 長周期地震動に関する情報について

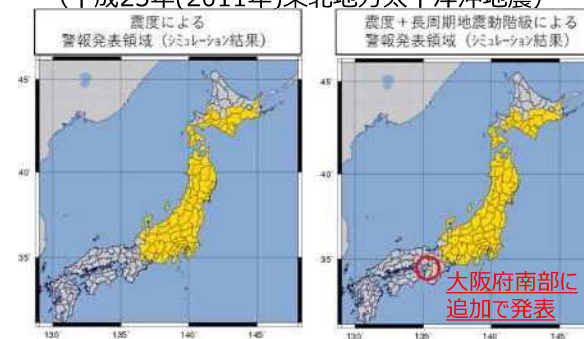
### ○長周期地震動に関する予測情報（緊急地震速報の改善）

2月1日から発表条件に震度階級に加えて長周期地震動階級の予測値を追加して提供することとなり、長周期地震動階級3以上を予測した場合も、緊急地震速報（警報）を発表しています。

- 運用開始日 令和5年2月1日
- 緊急地震速報（警報）の発表条件 赤字：変更点

発表条件	震度5弱以上を予想した場合 + (または) <span style="color: red;">長周期地震動階級3以上を予想した場合</span>
対象地域	震度4以上を予想した地域 + (または) <span style="color: red;">長周期地震動階級3以上を予想した地域</span>

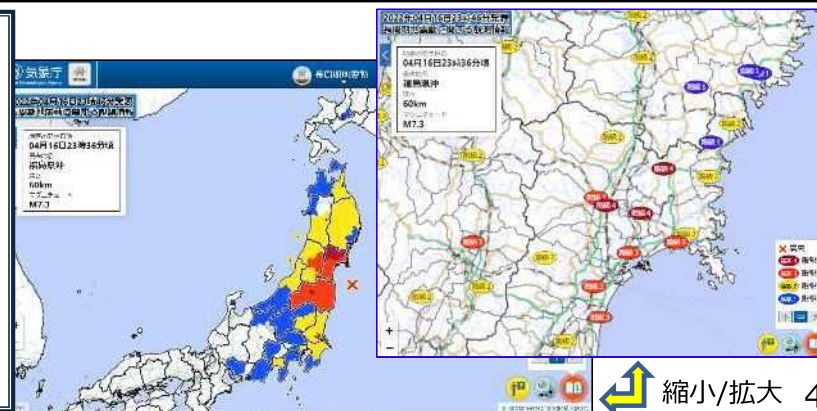
- 長周期地震動の基準で発表される緊急地震速報の例  
(平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震)



**緊急地震速報を見聞きしたら、これまで通り身を守る行動をとってください。**

### ○長周期地震動に関する観測情報

- ・「長周期地震動に関する観測情報」を地震発生から10分程度で気象庁HP表示し、オンライン配信しています。
- ・高層ビル等で被害をもたらす長周期地震動への対応として、「長周期地震動の観測結果」を気象庁HPに掲載しています。
- ・高層ビルの管理などにご利用ください。



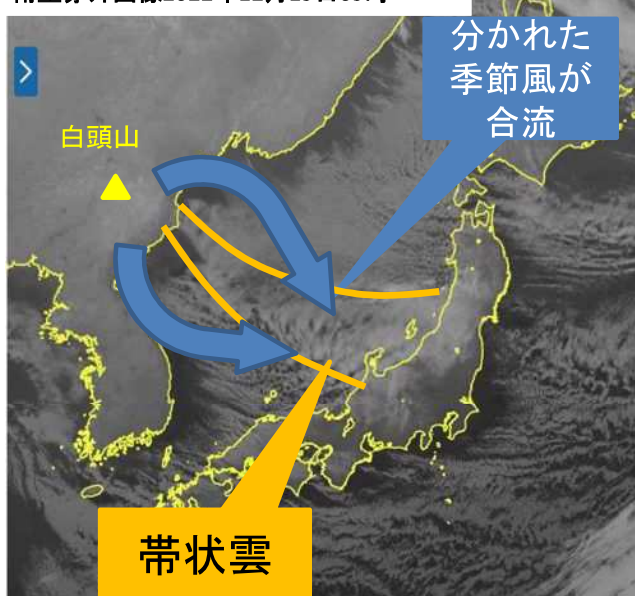
## JPCZとは

冬季、北西からの季節風が、朝鮮半島北部の山地の影響で強制的に二つに分かれて再び日本海で合流し、風が収束する水平スケール1000km程度の帯状の領域(収束帯)が形成されることがあります。

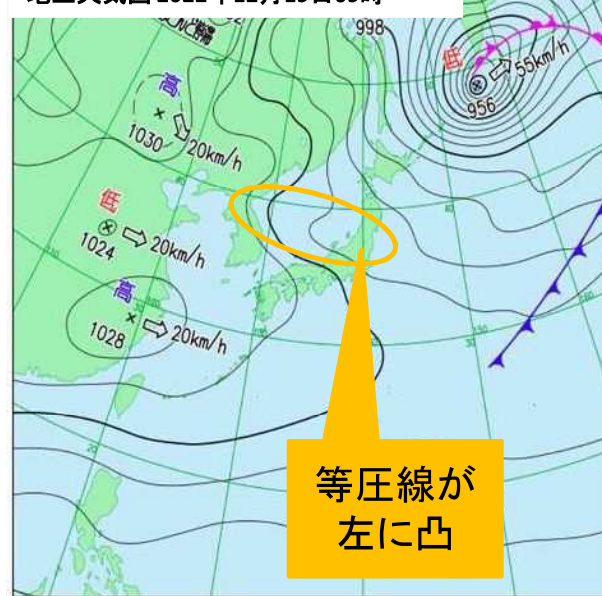
この収束帯を

**日本海寒帯気団収束帯**(Japan sea **P**olar air mass **C**onvergence **Z**one、**頭文字からJPCZ**)、JPCZに伴う帯状の雲域を「**带状雲**」と呼びます。

衛星赤外画像2022年12月19日09時



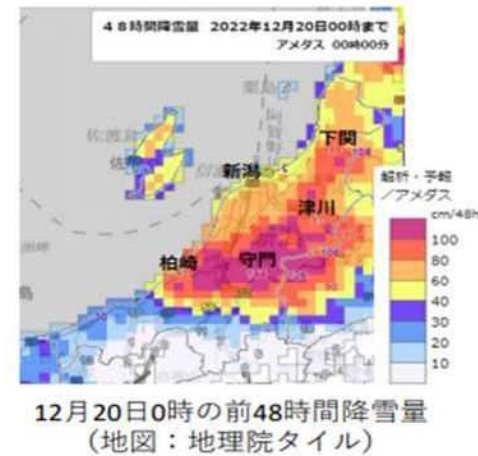
地上天気図 2022年12月19日09時





# JPCZと大雪

上空の寒気や日本海の海面水温などの影響により、JPCZ付近で対流雲が組織的に発達し、局地的に大雪となることがあります。JPCZが停滞すると、同じところに発達した雪雲がかかるため、降雪量がより多くなります。  
⇒2022年12月18～19日  
新潟市を含む新潟県で大雪。



JPCZの影響を受けずに大雪となることもあります。⇒2022年12月23日

